

九州沖繩各縣尋常中學校

九州沖繩各縣尋常中學校(明治十九年)

學校數	教員數	生徒數	卒業生	歳費
長崎一(長崎縣私立大村中學校)	一三	一九一		八、二八九・七五八
福岡三(福岡縣尋常中學校、同豐津尋常中學校、同尋常中學校、同修猷館)	五〇	八九八	一三一	一九、八七二・六五七
大分一(大分縣尋常中學校)	九	九九		四、六一六・二三五
佐賀一(佐賀縣尋常中學校)	一六	四〇六	二〇	七、八八五・二八五
熊本一(熊本縣私立濟々々養)	一二	一七九	一五	四、三一六・九九七
鹿児島一(鹿児島縣尋常中學校)	一六	三三三		一六、五九二・〇〇五
沖繩一(沖繩尋常中學校)	七	一〇二		三、一三九・〇〇〇
合計九	一二三	二、二〇八	一六六	六四、八一・九一九

右表に就いて考へると、勅令公布の年に於ける全國中學校五十六校一萬二百九十人の中、九州沖繩八縣のそれは、七校二千二百八人、卒業生の數五百十七人中、百六十六人を算しながら、本校創立即下に於ける入學試験に際して、本科は勿論のこと、豫科一・二級生の募集も差控へたは、以て當時の第五地方の教育程度が察せられる

と共に、後述の相談會を開催した理由が首肯せられる。

第二節 學制の改革と森文部大臣の經綸(附森子爵遙祭式並に森子の寄附金)

本邦教育制度史に於ける一大畫期的の事象は、云ふまでもなく明治十九年の改革である。而して其の學制の改革なるものは、職として文部大臣森有禮子の經綸に發したものであれば、高等學校の存在する限りに於て、森子に對しては、常に思慕と感謝とを忘れてはならない。即ち前年の十二月二十二日、太政官廢止と共に、新に内閣及び各省が設置せられ、第一次伊藤内閣の出現と共に、第一代の文部大臣に任せられたのが森有禮子である。森有禮子と云へば、人々は必ずや廢刀論や男女同權論の提唱、商業學校の獨力創立、西村茂樹・津田眞道・中村正直・西周・加藤弘之・福澤諭吉・箕作秋坪・杉享二等數氏との明六雜誌發行等を想ひ起すほど、獨創的にして革新的な人であった。是より先、明治二年五月十八日を以て、新に制度取調



森文部大臣

局が設けられた時、學校判事たりし子は、權判事加藤弘之氏等と、取調掛を命ぜられ、その結果、明治三年二月には、大學規則や中小學規則が制定せられたくらゐである。然るに明治十五年、駐英公使たりし頃、憲法制度取

須らく森文部大臣に感謝すべし

森文相の
教育論

調の爲に渡歐せる伊藤博文を巴里の旅宿に訪ねて、國家經綸に對して教育の普及發達の緊要なることを力説して肝膽相照し、更めて歐米の教育制度調査を囑せられ、歸朝後明治十七年五月、文部省御用掛を兼勤(當時參事院議官)するに及んで、直接教育行政に干與するに至り、同年六月、大學豫備門の學科課程の改定、東京外國語學校附屬高等商業學校規則の制定、同七月の豫備門本費分費の名稱廢止、同十二月、司法省法學校正則科の文部省移管竝に東京法學校と改稱、翌十八年七月、大阪中學校の組織改定竝に大學分校と改稱、同八月の教育令の改正、豫備門の單立、東京女子師範學校を東京師範學校への合併、同九月の東京法學校を東京大學法學部への合併等に力を致したのであるが、森子の教育論は、教育の爲の教育に非ずして、常に國家本位であつたことに、他人の到底追隨を許さざる特異性があるのである。殊に、彼の小學令の如き、精魂を傾けて自ら起案せるものを閣議に提出し、然る後に 勅裁を仰いだものであつて、其の人と爲りの一面を察するに餘りあるであらう。

元來、教育制度の改革が、時機の到來と、内閣の權威と、及び文相の信望とに相俟つべきものであることは云ふまでもない。而して十九年の改革を見るに、三月一日、勅令第三號を以て、帝國大學令十三條を奏請公布して、東京大學を東京帝國大學と改め、第一條に、「帝國大學ハ國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其滋興ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と定めたのを手始めとして、三月九日には、學事上の便宜よりして、全國を五地方に大別したのであるが、本章に關係ある第五地方に就いて申せば、長崎・福岡・大分・佐賀・熊本・宮崎・鹿児島 の七縣がそれである。同年四月九日には、勅令第十三號を以て、師範學校令を公布して、東京師範學校を高等師範學校と改め、同月同日、同第十四號を以て、小學令を發布して、尋常科・高等科各々四年と爲し、四月十日に

教育制度
改革内容

は、勅令第十五號を以て中學校令九條を公布して、以て府縣立各一校を限りて其の濫設を防ぎ、且、東京大學豫備門を第一高等中學校、大學分校を第三高等中學とし、四月三十日には、高等學校官制を定めて、東京以下五校を設立し、五月十日には、文部省令第七號を以て、教科用圖書檢定條令を定め、六月二十二日には、省令第十四號を以て、尋常中學校の學科及び程度を、七月一日には、省令第十六號を以て、高等中學校の學科及び程度を定めると云ふやうに、洵に箭繼早の感があつたのである。

尋常中學校の課程
と學科高等中學校の學科
及其程度

今、尋常中學校の課程と學科とを擧ぐれば、修業年限を五年とし、年齢十二年以上にして相當の學力を備へたるものと爲し、之に授くるに、倫理・國語・漢文・第一外國語・第二外國語・農業・地理・歴史・數學・博物・物理・化學・習字・圖畫・唱歌及び體操を以てし、第二外國語と農業とは、何れか其の一を缺くことを得るものと爲し、高等中學校の學科及其程度は、國語・漢文・第一外國語(通常英語)・第二外國語(通常獨語若くは佛語)・羅甸語・地理・歴史・數學・動物・植物・地質・礦物・物理・化學・天文・理財學・法學通論・哲學・圖畫・力學・測量及體操を授け、其の修業年限を二箇年とし(第二條)、二級を設け毎級の授業期限を一年とし、一年内に於て凡そ四十週の授業を爲すべく(第三條)、學科は、一部・二部・三部に分ち、各生徒をして其一を修めしむべく(第四條)、入學を許すべき生徒は、品行端正、身體健康、年齢十七以上にして、尋常中學校を卒業したる者、若くは之に均しき學力を有する者たるべく(第六條)、又若し高等中學校に豫科を置く場合は、尋常中學校第三年級以上の學科及其程度に據るべきものとされてゐるのである(第七條)。而して文部省第十四報明治十九年分の全國教育總論に従へば、

明治十九
年の教育
状況

蓋シ勅令ノ主旨タル學校經濟ヲ計リ務メテ公費ヲ節約シ民力ノ程度ト相稱均セシムルニ在ルヲ以テ大ニ學校ノ體制ヲ改革シ綱紀ヲ更張セサルヲ得ス

と記されてゐるが、同じく中學校の項には、

府縣中學校ノ設置ハ從來多キニ過キタルヲ以テ校舍器械ノ準備ヨリ教員ノ資格管理ノ方法等概ネ完備セス隨ヒテ卒業ノ生徒ハ進ミテ高等ノ學校ニ入ル能ハス退キテ自ラ事業ヲ執ル能ハサルノ狀アルコト前年報ニ詳述スル所ノ如シ

ともある。以て其の意圖する所竝に中等學校教育の狀態を推測することが出来るのである。

森文部大臣の高等中學校教育に關する抱負

然らば則ち、森文部大臣の高等中學校の教育に關する抱負は如何であつたかと云ふに、明治二十一年三月十日出版日下部三之介著 文部大臣 森子爵之教育意見なるものに、「第四高等中學校開校式ニ於ケル森文部大臣ノ演說」と題する一篇を揚げてゐる。その一部を記せば、

(前略)抑高等中學校ハ全國五箇所ニ設置セリ。之ヲ設置シタル理由ヲ概言セバ國家必要ニ由ルモノト云フベキノミ。已ニ國家ノ必要ト認メ、且ツ時機到ルヲ以テ、政府ハ之ヲ決行セリ。唯國家必要ノ點ハ、時勢ニ由リテ變動スルモノ多シ。今日ニ於テ高等中學校ヲ國家ニ於テ必要トスル理由ヲ知ラントセバ、日本現時ノ國勢ヲ世界萬國ノ國勢ニ比較シテ、如何ナル地位ニ立ツカヲ思ハ、自ラ瞭焉タルベシ。蓋シ昔日鎖國ノ時代ニ於テハ、國勢ヲ保持スルニ別段ノ方法ヲ要セザリシモ、已ニ開國シ、萬國ノ交際ニ列シテ、我國獨立ノ名實ヲ全フシ、其面目ヲ保タントセバ、急務固ヨリ多端ナリ。而最モ肝要ナルハ、國家全體ノ重要ナル部分ヲ占ムルモノ、即

チ社會上流ニ立ツベキ人物、正確ニ學術精練ノ士ヲ多ク養成スルコト是ナリ。蓋シ此等ノ人物ハ我國ニ之ナシト云フニハ非ズ。然レドモ文明ノ進歩シタル各國ヲ對手トシテ比較セバ、日本ハ未ダ其數少ナクシテ、唯殘念ナリト云フノ外ナシ。(中略)我國ハ比類ナキ有難キ國柄ナリ。生ラ此國ニ稟クル者ハ、實ニ幸榮ナリ。然ルニ現時ノ國勢ハト云ヘバ、前言ノ如ク慨嘆スベキ者多シ。是 天皇陛下ノ常ニ叡慮ヲ惱マセラレ、又憂國ノ士民身ヲ殺シテ惜ムナク、艱難辛苦スル所ナリ。然ルニ今日迄ノ事業ハ、恰カモ荆棘ヲ開キ、基礎ヲ定メ、今後ノ事業ハ、家屋ヲ建ツルガ如シ。今後ノ事業ハ實ニ容易ナラズ。是人物正確學術深遠ノ士ヲ養成スルノ急務ナル所以ナリ。(句讀竝ニ圈點ハ筆者ノ施ス所)

一讀直に、建學の目標が率直明快に陳べてあるのであるが、美辭麗句を用ひずして、簡明直截なる所に、森子の人格風手に接するの感がある。

森文部大臣の教育の主眼

而して單に高等中學校のみならず、教育の主眼を、威重・信望・從順の三氣質に置くことが、勅令中に明記せられてあることも、注意すべきことの一つであり、教養の方法として、兵式體操を利用して、教員の素質改善を計ると共に、軍隊式寄宿舎制度を用ひて、師範學校の生徒の訓育に當り、以て教員の改良に力を致すと共に、各學校に於ても、兵式體操を奨勵して、軍隊的美質(上記の三氣質及び規律等)の涵養に資するなど、所謂國家百年の大計を樹立したことは、眞に不朽の盛事と稱すべきものであると信ずる。故に若し森子にして、二十二年二月十一日、憲法發布の日に兇刃に墮ることなく、尙數年の間、滿腹の經綸を實現することが出来たならば、一層の美果を收めたに相違あるまい。

森文部大臣の薨去と本校

熊本に於ける遙祭式

而して本校初代の校長野村彦四郎氏は、森子の知遇を蒙ること厚く、従つて森子の不慮の厄難を聞くや、驚愕痛歎措く能はず、二月十四日、校長の名を以て、「子爵森文部大臣薨去ニ付本日ヨリ向三日間職員一同左腕ニ黒キ切レヲ巻キ喪ヲ表スベシ」と命じ、文武朝野の各方面を逡蕪して、同月十六日、森子葬儀の日をトして、龍田山麓の陸軍墓地に於て、盛大なる遙祭式を舉行したのである。その概況を述ぶるに當り、「熊本陸軍墓地ニ於テ執行セル森大臣ノ招魂祭概況」を記せば、

故文部大臣森有禮葬キニ

天皇陛下ノ信任ヲ以テ國家教育ノ任ニ當リ

智術偏重ノ弊ヲ矯メ道義體育ノ要ヲ説キ舊來ノ弊風ヲ改メ着々歩ヲ進メシム國家衆庶景仰シテ以テ木鐸トス何ソ圖ラン一朝遽カニ溘逝セラル感慨悲嘆豈ニ言ニ忍ンヤ越ニ二月十六日遙カニ葬送ノ儀アルヲ聞キ鎮臺縣廳各學校等有志者相謀リ龍田山陸軍葬地ニ於テ其遙祭式ヲ舉ケ行フ此日西風吹キ起リ土砂面ヲ撲チ行歩ニ便ナラス而シテ會者尙二百有餘人午後一時祭司桔梗某（北岡神社吉經充貴カ）及神官數名祭場ノ假殿ニ着シ武官一同假殿ノ左側ニ列シ文官教員等其右側ニ列シ各學校生徒其正面ニ整列ス是ニ於テ神官祭儀ヲ具スルヲ告ケ神饌ヲ供ス此間奏樂

次祭司弔詞ヲ捧讀ス

次神樂ヲ奏ス

終テ文武官一同順次拜禮第五高等中學校長野村彦四郎氏祭文ヲ捧讀ス次濟々贊幹事内藤儀十郎氏祭文ヲ捧讀ス

次生徒一同拜禮第五高等中學校生木崎虎太祭詞ヲ捧讀ス

終テ神官神饌ヲ撤ス此間奏樂

是ニ於テ一同神酒ヲ酌ミ暗涙數行ノ中各退場セリ時既ニ三時ヲ過ク簡にして要を得たものであるが、野村校長の祭文を掲ぐれば、

謹テ故森文部大臣ノ靈ヲ祭ル尊位ハ夙ニ

天皇陛下ノ信任ヲ得テ國家將來ノ事ニ關シ一身ヲ委セラレタル人タルハ信ジテ疑ハザル所ナリ然ルニ一朝暴行者ノ爲ニ終ニ遠逝セラレタルハ眞ニ浩歎ニ堪ヘザルナリ今日葬儀ノ事アルヲ傳ヘ聞ク悲痛ノ情措ク能ハズ同感ノ諸君ト共ニ茲ニ祭場ヲ設ケ遙ニ尊位ノ靈ヲ祭ル尙クハ饗ケラレヨ

明治二十二年二月十六日

野村彦四郎

長崎に於ける弔祭會

而して醫學部に於ても、吉田主事發起人となり、本部職員・長崎縣學務課員・同縣立學校職員・同縣教育會員と相謀り、同日午後一時より、中ノ島體操場に於て弔祭會を催し、諏訪神社祠官中島廣行齋主となり、神官十一名を従へて執行し、中小學生徒幼稚生の數五千餘名、午後四時を以て退場するの盛儀であつた。且、この日東京市の各學校は勿論、本校に於ても臨時休業を爲して敬弔の意を表したのは、文部大臣の薨去に對しては、恐らく始にして終ではあるまいか。野村校長が、その後半歳にして本校を去るに至つた事情は、森子の溘逝が、有力なる理由の一つであつたのではあるまいか。

森文部大臣の寄附

尙、本校のみに限つたことではないが、森子より五高等中學校に對して、寄附の申出があつたことは、森子が

高等中學校の教育なるものに、如何に關心を有してゐるか知られよう。

今般子爵森有禮ヨリ金三千圓ヲ五ヶ年賦ニ高等中學校へ寄附シ別記之方法ニ由リ處理相成度旨願出之末聽届相成候條此段及御通牒候也

明治二十年七月廿八日

文部省會計局長 久保田 讓

第五高等中學校長野村彦四郎殿

別記

子爵森有禮ハ金三千圓ヲ五ヶ年賦ニテ五ヶノ高等中學校ニ寄附スヘキニ依リ文部省ハ左ノ方法ニ依リ處理相成度事

- 一、子爵森有禮ハ毎年十二月迄ニ金六百圓ヲ文部省會計局へ納ムヘキ事
 - 二、文部省ハ之ヲ五箇ノ高等中學校ニ平分シ毎校へ金百貳拾圓ヲ交付スヘキ事
 - 三、各高等中學校長ハ前項ノ全員ヲ以テ人ト爲リ優等ニシテ其才能優秀ナルモ貧困ニシテ授業料ヲ納ムル能ハサル生徒ノ爲メニ其授業料ノ全額或ハ幾分ヲ補助スヘキ事
- 但各高等中學校長ハ其部内府縣ノ生徒ニアラサレハ授業料ヲ補助ス可ラス
- 補助ヲ受ケシ生徒他日官私ノ職ニ就キ報酬又ハ其他ノ歳入毎年五百圓以上ニ上ボルトキハ寄附者ノ志ヲ續キ毎年少クモ歳入ノ五十分一ヲ其嘗テ修學シタル中學校へ寄附スヘキ旨兼テ誓約スルヲ要ス
- 但寄附シタル金額補助ヲ受ケタル金額ノ十倍ニ達スルトキハ寄附ヲ斷續スルコト隨意タルヘシ

以て森子の遠大なる意圖が察せられるのであるが、本校に於ても、創立當時毎年多數の退學者を出して居り、その願書の殆ど總てが學資不足をその理由と爲し、大正時代までに、右の補助を受けた者も相當あり、現在二百數十圓の殘金もあるが、之と好一對を爲すものは、補遺に於て略記すべき野村校長の寄附であらう。

備考 一

明治二十年五月十一日内訓

高等中學校ハ青年子弟ヲ教育スルノ所ナルヲ以テ教員ノ推薦上自今一層注意ヲ加ヘ主トシテ其人物威アリテ重ク正直ニシテ教養方ニ親切ナル者ヲ取ルベシ

備考 二

中學校令

中學校令

- 第一條 中學校ハ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ爲ス所トス
- 第二條 中學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬ス
- 第三條 高等中學校ハ法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 高等中學校ハ全國北海道沖繩ヲ五區ニ分畫シ每區ニ一箇所ヲ設置ス其區域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル縣ヲ除ク
- 第五條 高等中學校ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支辨シ又ハ國庫ト該學校設置區域内ニ在ル府縣ノ地方稅ニ依リ之ヲ支辨スルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ其管理及經費分擔ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六條 尋常中學校ハ各府縣ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得但其地方税ノ支辨又ハ補助ニ係ルモノハ各府縣一箇所ニ限ルヘシ

第七條 中學校ノ學科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八條 中學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ルヘシ

第九條 尋常中學校ハ區町村費ヲ以テ設置スルコトヲ得ス

高等中學校ノ學科及其程度

第四條 高等中學校ノ學科ハ一部、二部、三部ニ分チ各生徒ヲシテ其一ヲ修メシム

(一部・二部・三部ニ分チ、法學通論ヲ加ヘタノハ、明治二十一年七月ノコトデアアル。筆者追記)

各學科每週授業ノ時數凡左ノ如シ

	第一部		第二部		第三部	
	第一年	第二年	第一年	第二年	第一年	第二年
國語及漢文	三	三				
第一外國語	四	四	四	四	四	四
第二外國語	四	四	四	四	六	四
羅甸語		二		二	二	
地理	二	二				

歴史	三	三				
數學	三		三	三	三	
動物及植物					二	六
地質及礦物	二		二		二	
物理	二		四		四	二
化學			二		二	六
天文		一			四	
理財學	二	二			一	一
法學通論		二		二		二
哲學	二			二		
圖畫			三		七	
力學				三	二	
測量			三	三	三	
體操	三	三	三	三	三	三

一部ニ於テハ第二外國語、羅甸語ノ一科若クハ二科ヲ缺キ二部第二年ニ於テハ第二外國語、羅甸語、哲學ノ三科ヲ缺キ若クハ圖畫、測量ノ二科ヲ缺キ若クハ圖畫ノ時數ヲ減シテ羅甸語、測量ノ二科ヲ缺クコトヲ得(二十一年七月省令第六號ヲ以テ本條改正)

第五條 高等中學校ノ各學科ノ程度左ノ如シ(二十一年七月省令第六號ヲ以テ本條改正)

國語及漢文(漢字交リ文及漢文ノ講讀、作文)、第一外國語(講讀、會話、作文、翻譯)、第二外國語(前項ニ同シ)、羅旬語(文法、講讀)、地理(政治地理)、歴史(希臘、羅馬、獨、佛、英、米ノ歴史)、數學(平面解析幾何、立體解析幾何ノ初歩、方程式論大意、微分、積分)、動物及植物(醫科動物學及人體解剖學)、地質及礦物(大意)、物理(理論及實驗)、化學(無機化學、有機化學、理論、實驗及分析)、天文(初歩)、理財學(大意)、法學通論(大意)、哲學(心理及論理)、圖畫(畫法幾何及用器畫法)、力學(運動學及分子固體液體ノ力學)、測量(理論及實地演習)、體操(兵式體操)

●文部省告示第三號(明治十九年十一月三十日)

勅令第十五號中學校令第四條ニ基キ高等中學校ノ設置區域ヲ定ムルコト左ノ如シ

高等中學校ノ設置區域

第一條 高等中學校ノ設置區域左ノ如シ

高等中學校設置區域

第一區 東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、長野縣
第二區 宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣
第三區 京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、(二十年文部省告示第十二號ヲ以テ本區中兵庫縣ノ下へ「奈良縣」ノ三字ヲ追加ス)三重縣、滋賀縣、岐阜縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、和歌山縣、徳島縣、香川縣、(二十一年文部省告示第十一號ヲ以テ本區中徳島縣ノ下へ「香川縣」ノ三字ヲ追加ス)愛媛縣

高知縣

第四區 新潟縣、福井縣、石川縣、富山縣
第五區 長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿児島縣

第三節 本校の設立と敷地の選定

上述の通り、高等中學校は、明治十九年四月十日の勅令を以て出現し、第一及び第三の高等中學校は既存のものを改め、第二・第四及び第五區には新設すること、なつた。然るに第二區に於ける仙臺は、本來同地方文化の中心を爲して居つた關係上、殆ど決定的のものであるが、残る第四・第五の兩區に於て、何處に高等中學校を設置すべきであるかは、大いに考慮を要する所であり、中に就いて、九州地方が最も困難を感じたものらしい。是に於てか森子は、十九年十二月二十五日より、九州諸縣及京都府學事視察の爲に出張し、翌年十月十九日には、石川縣地方學事巡視として出張を爲し、到る處の地方長官、地方有力者、竝に學校當路者と面接して、改革の主旨や抱懷せる意圖を明かにすると共に、地方の事情なり希望なりに注意深く耳を傾けたのであるが、石川縣の如きは、縣下有志者相謀り、同月二十五日金澤來着の森子を金澤勸業博物館に招待し、記念のため、「エンサイクロペヂヤ・ブリタニカ」一部を第四高等中學校に寄附したくらゐである。(明治二十年十一月二十六日官報)

教育地として
の長崎

長崎は支那にも近く、又西船の往來も繁く、従つて、常に九州に於ける文明の先驅を爲し、幕府直轄の明倫堂が、最も早く此地に設けられ、大村の五教館之に次ぎ、熊本の時習館は第三位であつた。且又、明治五年の學制

高等中學校の新設
と森文相
の視察